



広町だより

広町自治会

会長 猪俣 武雄

802-2391

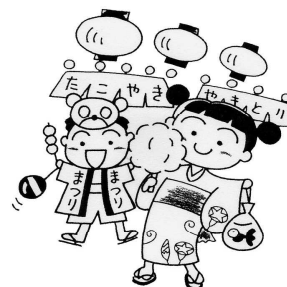
【広町夏まつり 2017】

日時 平成29年7月29日（土）午後4時頃より
場所 広町広場にて

《ステージの参加者を募集しています》

- ・カラオケ ・民謡 ・詩吟 ・新舞踊
- ・フラダンス ・楽器演奏 ・その他

*詳細は回覧をご覧ください。



「中田小学校マーチングバンドの特別出演も予定しています」

（16：30頃の予定）

夜間防災訓練のお知らせ

中田中学校地域防災拠点

《今夜、来るかも知れない大地震に備えて》

【訓練実施要領】

日時 平成29年8月27日（日） 午後7時より
（午後6時30分 各組毎に理事・組長が中心となり
中田中学校に向け、徒歩にて避難を開始する）
会場 中田中学校 体育館他 （雨天決行）

☆宿泊体験訓練も行います（希望者のみ）

《詳細は回覧で》



【防災訓練は、繰り返し参加することにより身につきます。

自分の命や家族の安全は自らの手で守りましょう】

災害時要援護者協定を締結

【災害時要援護者支援の取り組みについて】

「手上げ方式」から「情報共有方式＋手上げ方式」へ

4月16日の広町自治会総会において、【災害時要援護者支援の取り組み】について審議され、情報共有方式＋手上げ方式で進めることが承認されましたので、現在泉区と協定を結ぶ手続きを進めています。

東日本大震災においては、災害時に支援が必要な方(災害時要援護)の支援に関する課題が改めて浮き彫りになりました。発災時に要援護者の方々の安否確認や避難支援等が迅速に行われるためには、まず、「共助」の果たす役割が重要です。その「共助」の力を発揮するには、平常時から要援護者との顔の見える関係づくり、地域で支え合う体制づくりをしておくことが必要です。

平成26年に国の災害対策基本法が改正され、横浜市震災対策条例も改正されました、行政が保有する要援護者の個人情報拒否の意思表示がない限り、自主防災組織等に提供することができる情報共有方式が導入され、要援護者の支援方法を自治会により選択可能になりました。

・自治会で災害時要援護者を把握する、三つの方法があります。

- 1、手上げ方式 (広町が採用している方式)
- 2、同意方式 (泉区と自治会が協定締結の必要あり)
- 3、情報共有方式 (泉区と広町自治会が協定締結をします)

・協定が締結されると、災害時要援護者に該当する方に泉区から、意思確認の通知が届きますので必ずお読みください。

広町自治会では以前と同じ手上げ方法で、災害時に援護を希望する方の登録を受け付けますので、申し出てください。平行して災害時要援護者をサポートする方の登録受付も行います。

【犯罪発生・注意してください】

広町地域内で、小さな子どもが不審者に後をつけられたとの情報がありました。

空き巣や事務所荒らしも発生しています。

お互いに家の周りにも気を配り、犯罪のない街作りを進めましょう。

小学生の登下校時の見守り、声かけ活動にもご協力をお願いします

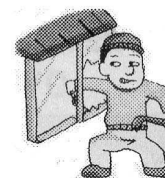
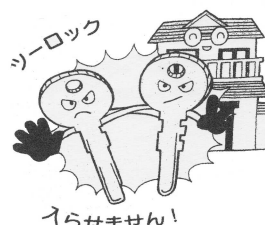


【ゴミ出しのルールを守ろう】

最近、ゴミ収集場所に取り残されたゴミ袋が目立ちます。収集日や時間を守り取り残しを無くしましょう。

木曜日の資源回収は第2、第4木曜日のみです。

ゴミ集積場や道路がキレイな町内は、犯罪が少ないという統計も報告されています



『さらに、明るく住みよい街作りへ』